

平成27年(ヨ)第6号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻義則 外28名

債務者 関西電力株式会社

準備書面(12)

【債権者ら主張の補足】

平成28年2月1日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一

同 河合弘之

同 吉川実

同 崔信義

同 高橋陽一

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

外 23名

弁護士井戸謙一復代理人

弁護士 甫守一樹

【目次】

第1	福島第一原発事故及びその後の経過によってわかったこと	1
1	原発事故による被害の性質	1
2	原子力行政の問題点	2
3	原発に公益性がないことについて	2
第2	原発に求められる安全性について	3
1	新たな原発安全神話	3
2	原発が備えるべき安全性を定めるについて検討されなければならない要素	4
3	求められる安全性を備えているか否かは、専門技術的判断か	6
第3	「震源を特定せず策定する地震動」について（補充）	6
1	「震源を特定して策定する地震動」の考え方	7
2	観測記録収集の趣旨とその活用の留意点	7
3	地震ガイドの解釈	7
第4	反論未了部分の補充	8
1	多度津工学試験センターでの原子力発電施設耐震信頼性実証実験について	8
2	テロ対策について	8
第5	本件の争点について	9
1	判断枠組み、立証責任	9
2	原発に求められる安全性	9
3	新規制基準の不合理性	9
4	地震問題	10
5	津波問題	10
6	テロ対策	10
7	使用済み燃料ピット	10
8	避難計画	10

【本文】

本件仮処分事件の審理を終えるに当たり、債権者らは、最後に補充の主張をしておきたい。

第1 福島第一原発事故及びその後の経過によってわかったこと

1 原発事故による被害の性質

原発事故による被害の深刻さ、広範さ、永続性は、福島第一原発事故が如実に示した。しかも、福島第一原発事故の被害は奇跡的に小さく済んだのであって、170キロ圏の避難、250キロ圏の避難という事態があり得たことは、近藤駿介原子力委員会委員長の報告（甲第11号証）が明言するところである。その場合、東北・関東地方の大部分は人が住める土地ではなくなり、シリア難民どころではない膨大な数の難民が発生し、至る

所で阿鼻叫喚の地獄絵図が展開され、日本は国家の体をなさなくなっていただろう。

2 原子力行政の問題点

福島第一原発事故は、それまでの原子力行政の問題点を白日の下にさらした。日本政府は、原発ゼロの決断をしなかったが、それでも、上記問題点を踏まえて軌道修正を余儀なくされた。重要な問題点は、原発に対する規制当局（原子力安全・保安院）が原子力推進官庁（経産省）内に設けられていたこと、規制当局が原子力事業者の虜になっていたこと、政・財・官を中心として、いわゆる「原子カムラ」と呼ばれる強力な利益共同体が成立していたこと等であるが、更に、次の点も重要である。

(1) 国際的基準からの乖離

IAEAの5層の深層防護の考え方が国際標準になっていたのに、我が国では、3層までしか規制対象になっていなかった（甲第158、159号証）。我が国の原発では、シビアアクシデントは起こらないから、シビアアクシデント対策や避難計画は規制の対象とする必要がないとされていたのである。これこそが「原子力安全神話」の神髄であり、これを改めることは当然の要請であった。その結果、原子力基本法や原子力規制委員会設置法に「確立された国際基準を踏まえる」ことが明記され、原子炉等規制法には、原子力災害の例示として、「シビアアクシデントによる放射性物質の大量放出」が明記された（詳細は、債権者ら準備書面（11）6頁）。

(2) テロリズムへの備えについて

原発に対するテロ攻撃は、政府内では可能性を否定できないものとして研究されていた（甲第160号証）が、この情報は国民には隠ぺいされ、表立っては全く想定されていなかった。しかし、近年の国際情勢や国民の不安を背景に、原子炉等規制法に、「テロリズムその他の犯罪行為の発生」を想定すべきことが明記された（詳細は、債権者ら準備書面（11）6頁）。

3 原発に公益性がないことについて

(1) 福島第一原発事故からの時間の経過は、原発の運転に何らの公益性もないことを白日の下にさらした。平成25年9月に大飯原発3、4号機の運転が停止されてから平成27年8月に川内原発1号機が起動するまでの約2年間、我が国では1機の原発も動いていなかったが、我が国

の電力供給には全く支障がなかったのである。

これを平成27年夏についてみると、全国10電力会社で最大需要を記録した日の予備率（需要に対する供給力の余裕）のうち、最低になったのは四国電力の8.2%だが、それも危険水準の3%を大きく上回った。債務者に至っては、13.6%もあったのである。その理由は、節電、消費者の電力会社離れ、太陽光発電の普及であると推測されている。電力供給の面から言えば、本件原発の再稼働は、全く必要がないのである（甲第161号証）。

平成28年4月から一般家庭においても電力自由化が始まる。ガス会社、石油会社、通信会社等、多くの業者が電力市場に新規参入してくる。再生可能エネルギーによる発電は、今後増加の一途をたどることは確実に、減少することは考えられない。他方、今後、我が国の電力需要は、少子化、経済停滞、節電商品の普及等から、今よりも増大することはあり得ない。将来においても、原子力発電は全く必要がないのである。

(2) 果たして債務者も、原発の必要性について、電力供給面での必要性は主張できなくなったようである。本件において債務者が、原子力発電の必要性として主張しているのは、①供給安定性、②環境性、③経済性だけである（答弁書23～25頁）。そして、上記①～③の理由は、全くのまやかしであって、原発の必要性を基礎づけるものではありえない。そのことは、債権者ら準備書面（2）の6～11頁に記載したので、ここでは繰り返さない。

一点だけ補足すれば、政府は、新たな原発支援策として差額決済契約（CfD）の導入を画策している（甲第162、163号証）。これは、原発が発電した電気に価格保証をしようとするものであり、自由競争では、原発が他の発電方法に負けること、すなわち原発による発電が高コストであって、「経済性」などないことを政府自ら自認しているものに他ならない。

第2 原発に求められる安全性について

1 新たな原発安全神話

安倍首相の度重なる言明にもかかわらず、我が国の新規制基準が「世界最高水準」の厳しい規制基準などでは到底ないことは、既に述べた（仮処分申立書29～32頁）。それでも、債務者は、原子力規制委員会から設置変更許可がなされたこと等を理由に、本件原発については安全性が十分に確保されており、債権者らの人格権等が侵害される具体的危険性は存在しないと豪語する（答弁書78頁）。これこそ、福島第一原発事故の反省

を踏まえない新たな「原発安全神話」だと言わなければならない。

2 原発が備えるべき安全性を定めるについて検討されなければならない要素

以下、福島第一原発事故後の我が国において、原発が備えるべき安全性を定めるについて検討されなければならない要素について述べる。

(1) 原発事故による被害の性質

その深刻さ、広範さ、持続性は、第1の1で述べた。被害が深刻であればあるほど、その事態が生じる可能性は、限りなくゼロに近くなってはならないはずである。

(2) 規制基準が世界最高水準の厳しい基準であるか

現在の日本で、規制基準が世界最高水準の厳しい基準であることを求めるのが社会通念であることは、安倍首相が、そのことを、虚偽であるのに繰り返し言明せざるを得ないことから明らかである。

(3) 確立された国際的な基準が踏まえられているか

これは、福島第一原発事故の反省を踏まえて改正された原子力基本法、原子力規制委員会設置法が求めるところである。

(4) 原発の運転に公益性があるか

ア 原発周辺住民に放射能被害のリスクを受容させる理由があるとするれば、それは「公益性」しかありえない。しかし、今や、原発の運転に公益性がないことは、第1の3で詳述したとおり、明白である。

イ ちなみに、過去、原発の運転禁止を求める住民の請求を退けてきた判決の多くは、次のとおり、電力需要にこたえるために、当該原発が必要であること、すなわち、原発の運転には公益性があることを明示してきた。したがって、これからの裁判所は、これらの裁判例が示した判断を踏襲できないはずである。

(ア) 女川原発訴訟第一審判決（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁）

「理由」第9章で「本件原子力発電所の必要性」という章をもうけ、女川原発が電力需要に対する供給電源として必要な施設であると認定し（上記判例時報95頁最下段）、原子炉施設に求められる安全性について、「その潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる事故発生の危険性、平常運転時の被曝線量をいかなる場合においても社会観念上無視し

得る程度に小さいものに保つべき安全確保対策を講ずることによって、放射線による人間の生命・身体に対する障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえないものとして、人格権又は環境権の違法な侵害に基づく差止め請求を認めることはできない」（同97頁2段目）との結論を導いているが、その要素として、「電力需給の観点からして、本件原子力発電所の必要性が存在することを考え合わせると」と明記している。

(イ) 志賀原発一号機訴訟第一審判決（金沢地裁平成6年8月25日判決・判例時報1515号3頁）

北陸電力が志賀原発一号機の建設を計画した当時、供給地域における急激な電力使用量の伸びに对应するため、新たな電源開発の必要があったこと、電力の安定的な供給を図るために、電源を多様化する必要があったことを認定している（上記判例時報71頁2～3段目）。

(ウ) 志賀原発一号機訴訟第二審判決（名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決・判例時報1656号37頁）

原子力発電が占める割合が総発電設備容量の約20.5%、総発電電力量の約33.8%を占めていることを認定し、「現時点での我が国における原子力発電所の必要性を否定することができないことは明らかである。」と明言している（上記判例時報42頁）。

(エ) 女川原発訴訟第二審判決（仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁）

電力需要の増加傾向や、東北電力の電力構成における原子力の割合等を認定した上、「現時点において、原子力発電所による一定の電力供給力の確保という必要性は否定できない。」と結論付けている（上記判例時報59頁3段目～60頁1段目）。

ウ 今や、原発の運転に公益性がないことは明白である。現在、債務者が本件原発の再稼働に執念を燃やしているのは、当面の利益の確保のためであり、債務者の経営の安定のためである。公益性のある事業であれば、周辺住民は、それによって生じるリスクも一定程度は受け入れるべきだという価値判断があり得るかもしれない。しかし、一私企業の経営の安定のために、周辺住民がリスクを受け入れなければならない理由はない。

勿論、一私企業である債務者には、公益性のない営業活動であっても、営業の自由はある。しかし、営業活動によってより重大な人権を侵害する危険があるのであれば、営業の自由は一步引かなければなら

ない。営業活動の結果として事故が発生する危険性がある場合、その企業自身が事故防止対策、事故が発生した場合の被害拡大防止対策、等を計画、準備し、損害賠償をする能力を備え、被害が及ぶ可能性のある人々が、それらの対策を容認するのであれば、営業活動が許されることがあり得るだろう。しかし、避難計画もその実施もすべて地方公共団体に任せきりで、損害賠償の準備も、福島第一原発事故の例をみても到底足りない1200億円しかないのに、立地自治体以外の周辺自治体の同意がなくとも営業活動を開始するなどというのは許容されるべきではない。

3 求められる安全性を備えているか否かは、専門技術的判断か

- (1) どれだけ原発の安全対策に知恵を絞り、費用を使っても、過酷事故が発生し、債権者らをはじめとする膨大な数の人々の人格権を深刻に侵害する危険性をゼロにすることはできない。過酷事故は起こり得るのである。だから、周辺自治体には避難計画の策定が義務付けられ、5km圏内の自治体では、既に安定ヨウ素剤が各戸配布されている。

現在、政府は、原発の運転によって他に損害を与えたときに原子力事業者課せられる損害賠償責任を有限化しようとして原子力損害賠償法の改正作業中である（甲第163、164号証）。このことは、政府や電力会社自身が、新規規制基準下の原発においても、原子力事業者が損害賠償義務の負担によって倒産しかねないような大事故が起こり得ると認識していることを示している。

- (2) 公益性がなく、他方で過酷事故のリスクを否定できない原発をこの社会は受け入れるべきなのか。それは、過酷事故が起こった時の被害の深刻さ、リスクの程度、次の世代に残す負担、その他諸般の事情を考慮して市民が決めるべきことであって、間違っても専門家が決めることではない。そして、裁判所は、市民の意思によって形成される社会通念が奈辺にあるかを探求しなければならない。

なお、債権者らは、一定の条件下で本件原発の運転を許容すべき場合があるとしても、少なくとも、本件仮処分事件において、債権者らが本件原発の安全性について具体的に提起した諸問題について、債権者らの杞憂にすぎないことが債務者から具体的かつ説得的に説明されることが最低限の条件であると考えられる。

第3 「震源を特定せず策定する地震動」について（補充）

「震源を特定せず策定する地震動」については、債権者ら準備書面（1）53～70頁、同準備書面（3）6～9頁、準備書面（8）7～10頁、準

備書面（10）10～14頁、16～17頁で債権者らの主張を記載したが、なお、若干の補充をする。

1 「震源を特定して策定する地震動」の考え方

「震源を特定せず策定する地震動」の考え方は、一定の規模以下の地震では、地表地震断層が出現しない可能性があるから、原発近傍に活断層があることが確認されていなくても、一定の規模以下の断層面が存在することを想定すべきだという考え方に由来すること、新規制基準は、その規模として「Mw 6.5」と定めたことは、準備書面（10）で述べた。そうすると、新規制基準に従った「震源を特定せず策定する地震動」は、Mw 6.5の地震が原発敷地の直下又は近傍で起こった場合に解放基盤表面で想定できる最大の地震動でなければならないはずである。

2 観測記録収集の趣旨とその活用の留意点

解放基盤表面加速度は、地震の規模だけで定まるものではないから、原発の直下又は近傍にMw 6.5の地震を引き起こす断層面を想定しても、それだけでは、解放基盤表面加速度を特定することはできない。したがって、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」の観測記録を収集して、それを策定作業の基礎にすることには一定の合理性があることは否定できないと思われる。しかし、入手し得る観測記録は、過去20年程度のものにすぎないから、適切な規模の地震の観測記録の入手は期待できない。また、地震動には大幅なバラツキがあるから、同規模の地震の観測記録を多数収集できなければ、適切な地震動を策定することはできないはずである。地震ガイドが「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」の収集対象として示したのは、わずか14地震（地震ガイド8頁表1の3番～16番）にすぎないし、これらの地震の規模は、Mw 6.2～Mw 5.0であり、Mw 6.3～6.5のものは存在しないのである。また、観測記録は、地震計が設置されていた場所の地震動にすぎないから、当該地震における最大の地震動でない可能性が大きいことも考慮されなければならない。したがって、新規制基準の「震源を特定せず策定する地震動」の趣旨に沿った地震動を策定するためには、収集した観測記録をもとに、その地震の最大地震動を解析し、更に、その地震の規模がMw 6.5だった場合の地震動を想定する必要がある【留萌支庁南部地震について言えば、「1500ガル問題ないし2000ガル問題」と「16倍問題」】し、更に地震動のバラツキも考慮する必要があるというべきである。

3 地震ガイドの解釈

この点、地震ガイドは、「『震源を特定せず策定する地震動』は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に各種の不確かさを考慮して敷地の地盤特性に応じた応答スペクトルを設定して策定されている必要がある。」としている（４．１（１））。「これらを基に各種の不確かさを考慮」というのは、上記の趣旨であると解するべきであるし、そうでない限り、新規制基準自体が不合理であると言わざるを得ないのである。

第４ 反論未了部分の補充

債務者の主張のうち、債権者らが反論できていない部分を補充する。

- 1 多度津工学試験センターでの原子力発電施設耐震信頼性実証実験について
 - (1) 債務者は、１９８２年度から２００４年度まで財団法人原子力発電技術機構の多度津工学試験センターにおいて、大型高性能振動台を用いて原子力発電所の実機を模擬した試験体に対して実施された振動実験の結果、強度実証試験（基準地震動を基にした揺れにより加振して、各機器の強度、機能の健全性を確認）では、基準地震動の揺れに対して機能が維持されていること、限界加振試験（基準地震動を超える加振をし、基準地震動を超える地震動に対する各機器の余裕について確認）では、基準地震動を大幅に超える余裕（例えば、原子炉格納容器では１．５倍）が確認されたと主張する（債務者主張書面（１）１０８～１１１頁、（８）９８～１０２頁）。
 - (2) しかし、これらの実験に用いられた試験体は、実機に近い縮尺モデル試験体であり、すべてが新品であることに留意されなければならない。実機は、原子炉容器（原子炉圧力容器）の場合は、長年の運転によって中性子照射脆化を受けて劣化しているのみならず、高圧・高温にさらされ続けており、配管類の場合は、長年の使用によって各所に減肉が発生しており、ステンレス素材は、長年の使用によって各所に応力腐食割れが発生しているが、試験体には、それらは一切存在しない。すると、多度津工学試験センターでの実験では、大幅な安全余裕が認められたとしても、実機では同様の余裕は到底見込めないし、どこまでの余裕を見込むことができるのかも明らかでないという外はない。
- 2 テロ対策について

(1) 債権者らが、債務者のテロ対策は、テロ攻撃を防止する対策ではなく、テロ攻撃を受けても過酷事故に発展させない対策にすぎず、しかも、その対策で過酷事故への進展を防止できるというのは、根拠のない楽観的見通しにすぎない、と主張した（申立書32～33頁）のに対し、債務者は、テロ対策の内容を説明し、債権者らの主張は失当であると反論する（債務者主張書面（4）22～23頁）。しかし、債務者が主張する①建屋がコンクリート製であること、②周囲にフェンスや侵入検知装置を設置していること、③警備を強化していること、④警察及び海上保安庁が24時間体制で厳重警備していること等でテロ攻撃を防ぐことができると考える者は皆無ではないだろうか。

(2) なお、山本太郎参議院議員が平成27年7月29日に参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」でした質問に対する安倍首相、田中俊一原子力規制委員会委員長、大庭誠司内閣官房内閣審議官の答弁によると、政府は、「北朝鮮による弾道ミサイル能力の増強等は我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威と認識している」（甲第165号証40頁3段目）が、原子炉が弾道ミサイルの攻撃を受けて「放射能が放出されるという事態」は「想定してお」らず、弾道ミサイルが直撃した場合の対策は求めておらず（同41頁3段目）、弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合の住民防護については、「あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものとするのではなく、事態の推移等を正確に把握して、それに応じて避難等の対象範囲を決定することとしている」（同42頁2段目）、すなわち、事前の防護計画は立てていないということが判った。

もし、本件原発がミサイル攻撃を受けた場合、政府や債務者は、想定外であったと弁解するのだろう。福島第一原発事故でも明らかになったように、「想定外」とは、本来は「想定できなかった」という意味であるが、政府関係者や電力会社は、「想定したくなかった」ことを「想定外」と表現する。

第5 本件の争点について

以下、債権者らが本件において、特に重大な争点と認識している点を整理する。裁判所におかれては、これらの争点について、的確な判断をしていただきたい。

- 1 判断枠組み、立証責任
- 2 原発に求められる安全性
- 3 新規制基準の不合理性

- (1) 立地審査をしないこと
- (2) 外部電源の重要度分類が従前どおりであること
- (3) 単一故障指針が従前どおりであること
- (4) シビアアクシデント対策の不十分さ（可搬設備対応）
- (5) 一部の設備について5年間の猶予期間が設けられたこと
- (6) 避難計画の合理性、実効性を審査しないこと
- (7) 汚染水対策を求めていること

4 地震問題

- (1) 震源を特定して策定する地震動（応答スペクトルによる手法）
 - ア 松田式のバラツキに関し、地震発生前に震源断層の長さを把握できるのか
 - イ 耐専式のバラツキを考慮しない債務者の主張の合理性
 - ウ 経験式が有するバラツキを考慮していない債務者の手法は、新規制基準違反ではないか。
- (2) 震源を特定して策定する地震動（断層モデルによる手法）
 - ア 入倉式ではなく、他の式（例えば武村式）を採用すべきではないか
 - イ 入倉式のバラツキを考慮しない債務者の手法は、新規制基準違反ではないか
 - ウ FO-A～FO-B～熊川断層で平均応力降下量を3.1 MPaで固定してよいのか
 - エ 断層モデルの各パラメータのバラツキを債務者の手法で吸収できているのか
 - オ 不確かさの考慮は重複させるべきではないか
- (3) 震源を特定せず策定する地震動
 - ア 新規制基準が「震源を特定せず策定する地震動」の策定を求める趣旨
 - イ 1500ガル問題ないし2000ガル問題
 - ウ 16倍問題

5 津波問題

- (1) 伝承を考慮すべきではないか
- (2) 津波予測には「倍半分」の誤差を考慮すべきではないか

6 テロ対策

- テロ対策は不十分ではないか

7 使用済み燃料ピット

- 使用済み燃料ピットは堅固な施設で覆われるべきではないか

8 避難計画

- (1) 実効性のある避難計画が立てられていないのに、原発の運転が許さ

れるのか
(2) 実効性のある避難計画が立てられているか

以上